

# 大和町地区防災まちづくり

## 提案書



平成31年3月

大和町まちづくりの会



## 【目次】

はじめに .....	1
第1章 大和町地区の現状と問題点 .....	2
1. 都地域危険度測定調査 .....	2
2. 道路の状況 .....	3
3. 建物の状況 .....	3
4. 公園・児童遊園の状況 .....	4
5. その他 .....	5
第2章 大和町地区のまちづくりの経緯 .....	6
1. 大和町まちづくりの会【第1期（平成25～28年度）】の取り組み .....	6
2. 都及び区の取り組み .....	6
第3章 まちの将来像と5つのテーマ .....	8
1. 第2期大和町まちづくりの会の活動目的 .....	8
2. まちの将来像とまちづくりの目標 .....	8
3. 第2期大和町まちづくりの会の検討事項 .....	8
第4章 検討内容 .....	9
1. まちづくりのルールについて .....	9
2. まちの不燃化について .....	11
3. 避難道路等の整備について .....	12
4. 地域の拠点について .....	17
5. 公園整備について .....	18
第5章 まちづくりの提案 .....	19
1. まちづくりのルールについて .....	19
2. まちの不燃化について .....	21
3. 避難道路等の整備について .....	23
4. 地域の拠点について .....	27
5. 公園整備について .....	28
6. 取り組みのアイデア .....	29
参考資料 .....	31
大和町まちづくりの会規約 .....	31
大和町まちづくりの会の開催概要 .....	33



## はじめに

中野区大和町地区は、江戸時代から江戸・東京を結ぶ主要な交通路の一つであった井草道（現在の早稲田通り）に隣接する地域として、古くから八幡神社を中心とした農村集落地を形成し、また戦後は都心部からの移転先として住宅地開発が進んだ地域です。

一方で、本地区は、農村集落地が徐々に住宅地として開発された経緯から、計画的な道路整備がなされず、また高円寺駅及び野方駅の2駅が利用できる利便性と相まって宅地化が進行した結果、木造住宅を中心とした住宅の密集度合が高い地区となっています。

そのため、本地区は、平常時における消防車や救急車等の緊急車両の通行が難しく、火災が起きた場合延焼の危険性が高い等、大きな地震災害時における消防活動や避難場所への避難が困難な地域であると言えます。

こうした中、地区計画の導入、まちの不燃化促進、避難道路の事業化推進、大和町中央通りの拡幅整備にあわせた沿道まちづくり等を集中的に進めることは、本地区で住み続けるための重要な取り組みであり、大和町まちづくりの会としては、これを良い機会として、地域が一体となり、まちづくりを進める必要があると強く感じているところです。

そのため、大和町まちづくりの会では、平成28年3月に取りまとめた「大和町まちづくりVOICE」の深度化を図り、「災害に強く安全で、だれもが安心して住み続けられるまち 大和町」を実現するため、平成29年度から2カ年にわたり、まちづくりのルール、まちの不燃化、避難道路等の整備、地域の拠点、公園整備等についての議論、検討を重ねてまいりました。

今回、これらの検討結果について、本地区の防災まちづくりに関する提案として取りまとめ、区への提出に至りました。

区においては本提案の主旨をご理解いただき、内容のさらなる調査、検討を進め、継続的な防災まちづくりの取り組みが行われることを願っています。

平成31年3月吉日

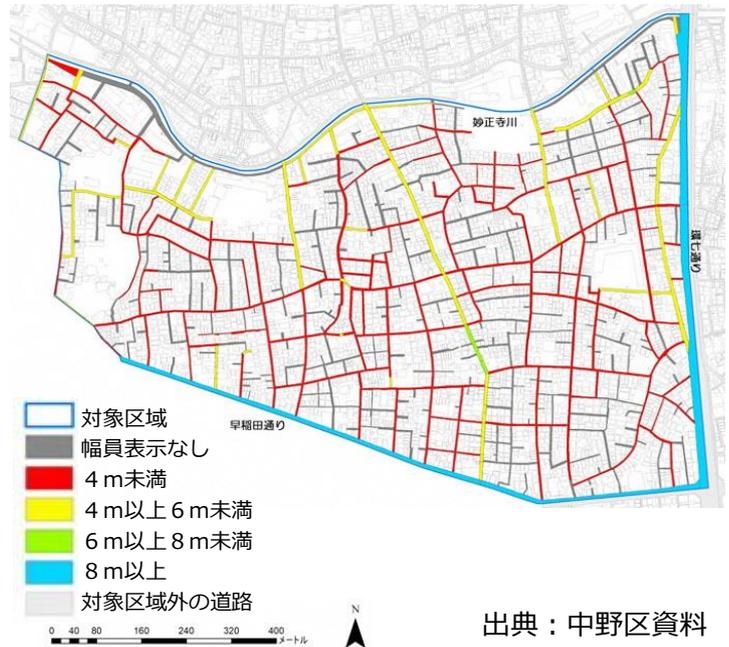
大和町まちづくりの会



## 2. 道路の状況

区の調査によると、本地区は、幹線道路である環状七号線及び早稲田通りを除いて、緊急車両の進入が容易とされる幅員 6 m以上の区間は大和町中央通りの一部区間（約90m）のみで、幅員 4 m未満の道路が極めて多い状況となっています。また、行き止まり道路も多くみられます。

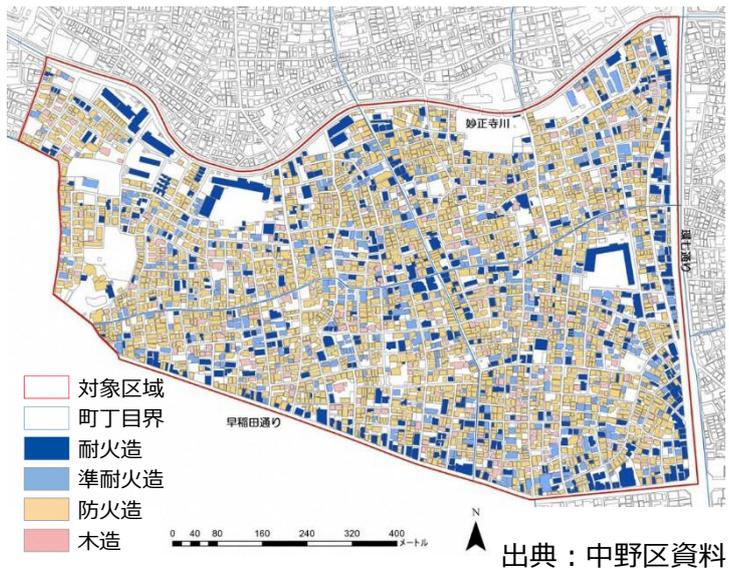
このような道路基盤の状況では、消防車や救急車等の緊急車両の進入が困難で、かつ、地震災害時における建築物やブロック塀等の倒壊により避難場所への円滑な避難も困難になる恐れがあります。



## 3. 建物の状況

区の調査によると、本地区は、幹線道路である環状七号線及び早稲田通り沿いでは、耐火建築物が多くみられますが、地区全体としてみた場合には延焼しやすい防火造及び木造の建築物が多く分布しています。

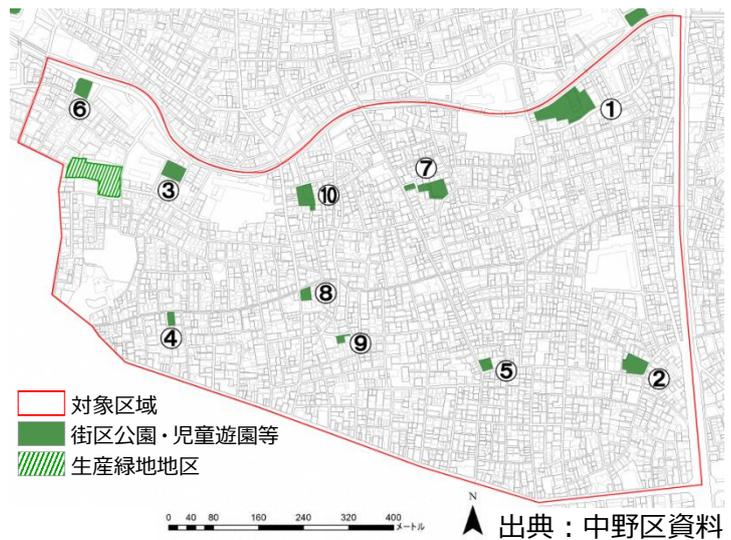
また、平成28年度時点で、耐用年数の3分の2を超過している老朽建築物が地区全体の72.1%を占めており、地震災害時における建築物の倒壊に伴う人的な被害や道路遮蔽による避難路の封鎖、延焼による大火の危険性があります。



## 4. 公園・児童遊園の状況

区の調査によると、本地区内には、公園・児童遊園が10箇所設置されていますが、本地区の一人当たりの公園面積は約0.65㎡であり、区内平均の1.29㎡の約50%程度の整備状況となっています。

公園・児童遊園は、地域住民の憩いの場だけでなく災害時における一時避難や延焼遮断帯としての機能もあり、新たな公園の設置等の拡充に向けた取り組みが必要となっています。



### ■ 区立公園等一覧

番号	公園・児童遊園名	面積(㎡)
①	大和公園	3,210.14
②	啓明公園	1,239.13
③	西大和公園	1,000.00
④	西大和児童公園	286.18
⑤	大和花公園	402.60
⑥	みはと公園	1,016.90
⑦	大和北公園	1,294.24
⑧	大和鹿鳴公園	434.73
⑨	みすみ公園	203.38
⑩	大和西児童遊園	1,046.52
		10,133.82

## 5. その他

1～4に加え、以下の事項についてもまちづくりの課題として挙げました。

### (1) 大和町中央通りの拡幅整備

都は、地区の防災性向上に資する延焼遮断帯として、また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うための緊急輸送道路として、大和町中央通りの拡幅整備を進めています。

大和町中央通りの拡幅整備にあたっては、残地の活用、沿道におけるにぎわいの創出、道路空間のデザイン、バリアフリー化等、地域住民の声が反映されるよう、都に対して働きかける必要があります。

### (2) 第四中学校の敷地の活用

区は、平成25年3月に「中野区立小中学校再編計画（第2次）」を策定し、区内小中学校の統合を進めています。

地区内では、大和小学校が若宮小学校と統合し、大和小学校敷地に新設（美鳩小学校：平成32年度）され、第四中学校が第八中学校と統合し、美鳩小学校敷地に新設（平成35年度）される予定です。

第四中学校は、木造住宅密集地域における貴重なオープンスペースであり、移転後の土地活用等について今後検討を行い、再整備の際には地域住民の声が反映されるよう、区に対して働きかける必要があります。

### (3) 空き家への対策

高齢化や核家族化の進展に伴い、日本全国で空き家が増加しており、この状況は本地区においても同様の課題となっています。

維持管理が適切になされていない空き家等は、大規模な地震が起きた際に、道路側に倒壊し避難場所への避難ができなくなるリスクが高まるだけでなく、火災による延焼の危険性も高まります。

また、日常の生活においても、空き家はごみの不法投棄や放火、不審者の侵入等、防災・防犯の両面から問題が指摘されています。

## 第2章 大和町地区のまちづくりの経緯

本地区では、これまで継続的な防災まちづくりへの取り組みを行ってきました。その取り組みについて、以下に整理します。

### 1. 大和町まちづくりの会【第1期（平成25～28年度）】の取り組み

都は災害に強いまちづくりを進めるため、平成24年度に都内28区間・約25kmの都市計画道路を、災害時の延焼遮断帯及び緊急輸送道路として、平成32年度までの整備を目指す特定整備路線に位置づけました。本地区を南北に縦断する大和町中央通りは、その特定整備路線の一つです。

大和町中央通りの拡幅整備を契機に、大和町全体のまちづくりを進めるために、平成25年8月に町会、自治会及び商店会等が中心となり「大和町まちづくりの会」が設立されました。第1～12回の「大和町まちづくりの会」では、災害に強く安全で、誰もが住み続けられるまちの実現を目指して活発な意見交換を行い、その結果は区が平成27年5月に策定した「大和町まちづくり方針」に反映されました。

さらに、第13～18回「大和町まちづくりの会」における検討や、まちづくりの会が行った大和町まちづくりVOICEアンケート調査（平成28年2月）、大和町まちづくり報告会（平成28年3月）等での地域住民から寄せられたご意見やご要望をもとに、平成28年3月に「大和町まちづくりVOICE」をまちづくりの会で取りまとめました。

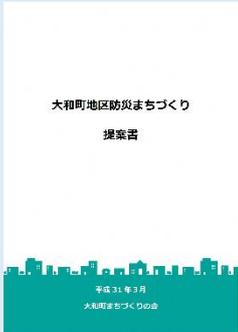
### 2. 都及び区の取り組み

都は平成24年度に大和町中央通りを特定整備路線に指定した後、平成25年12月に事業認可するとともに、大和町中央通りの沿道区域を不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定しました。

区は防災まちづくりの実現のために、「大和町まちづくりの会」における協議内容を踏まえた「大和町まちづくり方針」を平成27年5月に策定しました。その後、「大和町まちづくり方針」の実現のため、平成28年3月に「都市防災不燃化促進事業」を導入し、「大和町中央通り沿道地区地区計画」を策定しました。

さらに、不燃化特区の取り組みを地区全体に広げるため、都は平成29年3月に不燃化特区の指定区域を拡大し、区は平成30年11月に本地区内の防災まちづくりの具体的な展開を定めた「大和町防災まちづくり計画」を策定しました。

## ■大和町におけるまちづくりの取り組み

	大和町まちづくりの会	都・区
平成 24 年度		【都】大和町中央通りが特定整備路線に指定
平成 25 年度	<b>■ H25.8</b> ・大和町まちづくりの会発足	<b>■ H25.12</b> 【都】大和町中央通りの事業認可
平成 26 年度		<b>■ H26.4</b> 【都】大和町中央通り沿道地区を不燃化特区に指定
平成 27 年度	<b>第 1 期</b> <b>■ H28.3</b> ・「大和町まちづくり VOICE」の取りまとめ 	<b>■ H27.5</b> 【区】大和町まちづくり方針の策定 <b>■ H28.3</b> 【区】都市防災不燃化促進事業の導入 【区】大和町中央通り地区用途地域見直し 【区】大和町中央通り沿道地区地区計画
平成 28 年度	<b>まちづくり VOICE の周知及び第 2 期活動に向けた準備</b> <b>■ H28.12</b> ・大和町まちづくりの会(第 2 期)発足	<b>■ H29.3</b> 【都】不燃化特区の指定区域を拡大
平成 29 年度		
平成 30 年度	<b>第 2 期</b> <b>■ H31.3</b> ・区に対して、「大和町地区防災まちづくり提案書」提出 	<b>■ H30.11</b> 【区】大和町防災まちづくり計画の策定

## 第3章 まちの将来像と5つのテーマ

### 1. 第2期大和町まちづくりの会の活動目的

大和町まちづくりの会の第2期（平成28年12月以降）は、第1期の活動で地域住民の意見を取りまとめた「大和町まちづくりVOICE」や、都と区の防災まちづくりの進捗状況を踏まえながら、今後具体化が予定されている事業や制度導入に対する地域からの「提案書」として区長に提出することを目的として活動を行いました。

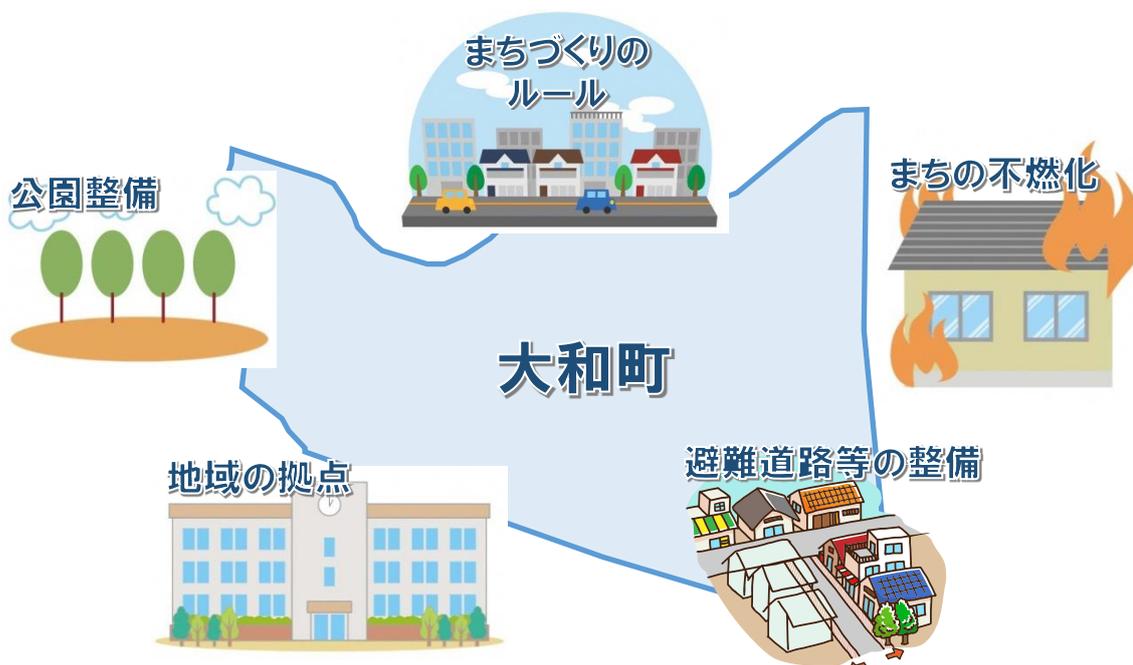
### 2. まちの将来像とまちづくりの目標

「大和町まちづくり方針」で区が掲げた将来像をもとに、まちの将来像とまちづくりの目標を定めました。

まちの将来像	
<b>災害に強く安全で、 だれもが安心して住み続けられるまち 大和町</b>	
まちづくりの 目標	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害に強く安全性の高いまち</li><li>2 だれもが快適に暮らし続けられるまち</li><li>3 住宅地として魅力的なまち</li></ol>

### 3. 第2期大和町まちづくりの会の検討事項

今回の提案書を取りまとめるにあたって、まちの将来像とまちづくりの目標を実現するために、5つの「検討事項」を設定した上で意見交換を行いました。



## 第4章 検討内容

前章までの本地区の課題や将来像等について第2期大和町まちづくりの会の委員全員で理解し、防災まちづくりとしてどのように取り組んでいくべきか検討を進めました。

### 1. まちづくりのルールについて

#### (1) まちづくりのルールに関する検討の必要性

道路の拡幅整備や無電柱化、建築物の不燃化以外にも、災害時のブロック塀の倒壊に伴う避難路の閉鎖へ対応するために、ブロック塀を減らしていく取り組みも地域の防災性の向上の観点で重要な取り組みとなります。

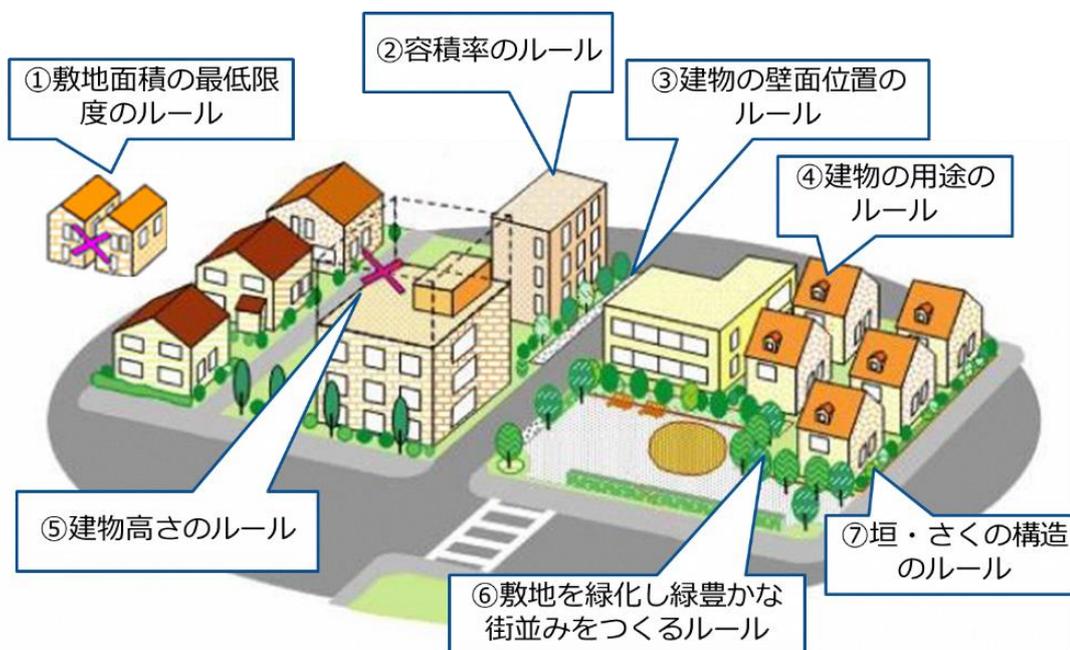
また、防災性だけでなく地域の居住環境の向上を図るために、建替えを行う際の配慮事項をルールとして定め、地域全体で守ることも大切であることから、まちづくりのルールについての検討を行いました。

#### (2) 検討内容

まちづくりのルール（地区計画）を定めるにあたり、どのような事項についてルールを定めることができるのかを検討した後に、区内他地区におけるルールの内容を踏まえた意見交換を行い、本地区におけるまちづくりのルールの必要性も確認しました。

なお、まちづくりのルールは、地域のまちづくりを考える上で必要となる制限項目を選択し決めていくものであり、地区の状況を踏まえ、選択している制限項目は地区ごとに異なっています。

#### ■まちづくりのルール（地区計画）の制限項目例



## ■ 中野区内の地区計画

### ① 大和町中央通り沿道地区 地区計画

- 建物の用途 ○敷地の最低限度
- 垣・さくの構造

### ② 平和の森公園周辺地区 地区計画

- 建物の用途 ○敷地の最低限度
- 壁面の位置 ○高さの最高限度
- 垣・さくの構造

### ③ 南台一・二丁目地区 地区計画

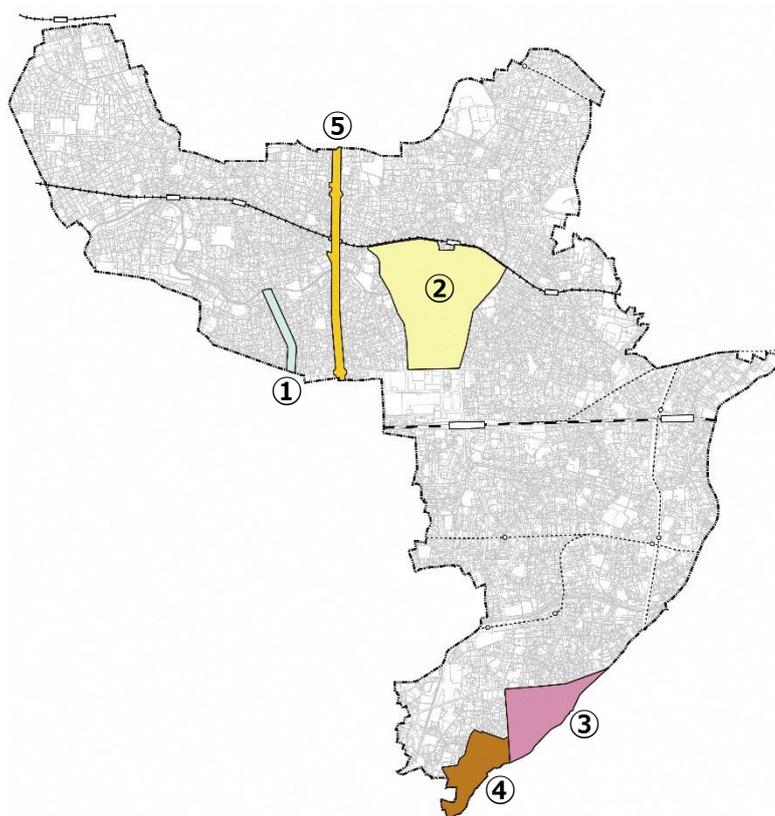
- 建物の用途 ○敷地の最低限度
- 壁面の位置 ○垣・さくの構造

### ④ 南台四丁目地区 地区計画

- 建物の用途 ○敷地の最低限度
- 壁面の位置 ○垣・さくの構造

### ⑤ 中野区環七沿道地区 地区計画

- 高さの最低限度 ○間口率
- 防音のルール



## ■ 地区計画別の制限項目

地区名	地区計画種類	主目的	地区施設		建築物等に関わる事項									
			道路	公園	用途制限	最低敷地	高さ限度	壁面位置		垣柵構造	意匠制限	間口率	その他	
									道路から	隣地から				
大和町中央通り沿道	地区計画	延焼遮断帯の形成										○	○	
平和の森公園周辺	地区計画	防災拠点の形成	○		○	○	○	○	○	○	○			
南台四丁目	地区計画	安全性確保と快適な都市環境の形成	○	○	○	○				○	○			
南台一・二丁目	防災街区整備地区計画	まちの防災性向上	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	構造制限
中野区環七沿道	沿道地区計画	背後地区への道路交通騒音の防止					○						○	防音構造制限

## (3) 検討の成果

建築物を建てる際のルールを定めることは、地域の防災性の向上だけでなく、居住環境の向上に伴う資産価値の上昇にもつながる取り組みであることから、地域住民が守ることが可能な範囲内でのルールの必要性について理解しました。

## 2. まちの不燃化について

### (1) まちの不燃化に関する検討の必要性

道路基盤の整備に合わせて、本地区における総合的な防災性の向上を目的として、建物の不燃化を促進する必要があります。

### (2) 検討内容

#### ① 制度のPR

本地区の危険度に大きな影響を及ぼしている、老朽建築物の解消を図るため、これら老朽建築物の所有者に対する建替え支援が、都及び区により進められています。

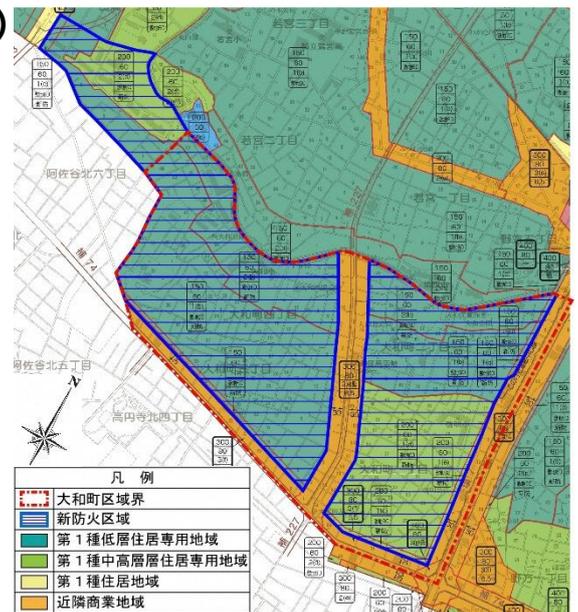
具体的には、地区内の不燃化を目的とする老朽建築物の建替えや解体除却費用等の一部補助（不燃化特区補助制度）が導入されており、これらの制度を地域住民に対して周知するために、「不燃化特区補助制度のご案内」等を発信しています。



#### ② 建物の構造制限（防火地域及び新防火区域）

本地区では、防火地域及び東京都建築安全条例第7条の3第1項に基づく新たな防火規制区域（新防火区域）として建築物の構造制限が指定されています。

このため、本地区では、建築物の建替えによって、耐火建築物または準耐火建築物への建替えが進み、地区の不燃化を推進します。



出典：中野区資料

#### (3) 検討の成果

地区内の老朽木造住宅は徐々に更新されている状況ですが、これまで以上に不燃化建築物への更新が進むことで、地区内の防災性のさらなる向上を図ることができます。

そのため、今まで以上に、制度に関して地域住民に周知を行うことの必要性を理解しました。

### 3. 避難道路等の整備について

#### (1) 避難道路の整備に関する検討の必要性

大和町中央通りの拡幅整備で、地区内の延焼遮断帯が形成され、本地区の防災性は大きく向上します。

一方で、災害時の避難、日常生活における安全な歩行環境、円滑な自動車交通環境の形成の観点からみた場合、本地区には幅員 4 m未満の狭あい道路や行き止まり道路が多いという課題があります。

そのため、古くから本地区の主要な道路として活用されてきている八幡通りをはじめとした地区内の道路について、道路拡幅や無電柱化等による避難道路の整備に関する検討が必要です。

また、現在事業が進められている大和町中央通りの整備における歩道空間のデザインについても、地域住民の声が整備に反映されることが重要です。

#### (2) 検討内容

##### ①八幡通りの地域資源及び課題

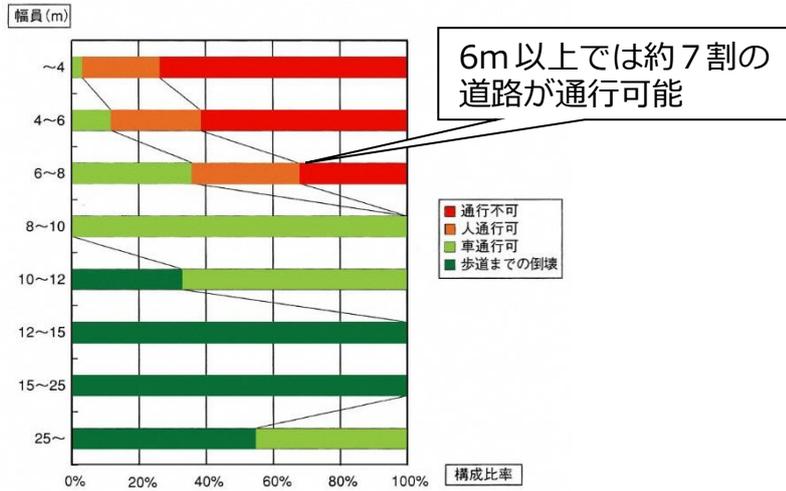
本地区を東西方向に横断する八幡通りは、大和町中央通りと併せて防災上最も重要な軸として考えてきました。一方で、八幡通りは防災に限らず地域の生活の基盤でもあり、魅力・地域資源や日常生活の課題についても、改めて話し合いを行いました。話し合いの中で出た主な意見は以下の通りです。

内 容	まちづくりの会の主な意見
魅力・地域資源	<ul style="list-style-type: none"><li>・八幡通りは昔からある由緒正しい通り。住民の間でも親しまれているので、整備に際しては魅力や地域資源についても考慮が必要。</li><li>・特に八幡神社や子育て地蔵は参拝者が多く、地域のシンボル。今後のまちづくりにも活かしていきたい。</li><li>・地域コミュニティの場として銭湯の存在価値は大きい。これからも存続してほしい。</li></ul>
日常生活の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・八幡通りは狭い上に車の交通量が多く、歩行者や自転車にとって危険。日常生活の上でも広くしてもらいたい。</li><li>・デイケアサービス等やむを得ない駐停車により交通渋滞が発生する。車 2 台が通行できる幅を確保してもらいたい。</li></ul>
防災上の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・八幡通りは災害時の避難道路として重要であるにもかかわらず、道幅が狭く、災害時に緊急車両が進入できない状態。早急に整備が必要。</li></ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路の無電柱化は有効幅員を広げるために有効。</li></ul>

## ②道路幅員の考え方

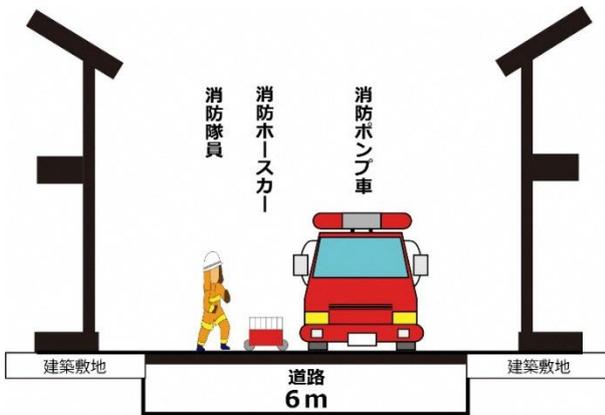
平常時に円滑に消防活動ができ、災害時に家が倒壊しても避難することができる等、防災上最低限必要となる道路の幅員については幅員6mとされており、防災まちづくりにおいては幅員6m以上の道路ネットワークを形成する取り組みが進められています。

### ■幅員と道路閉塞の関係

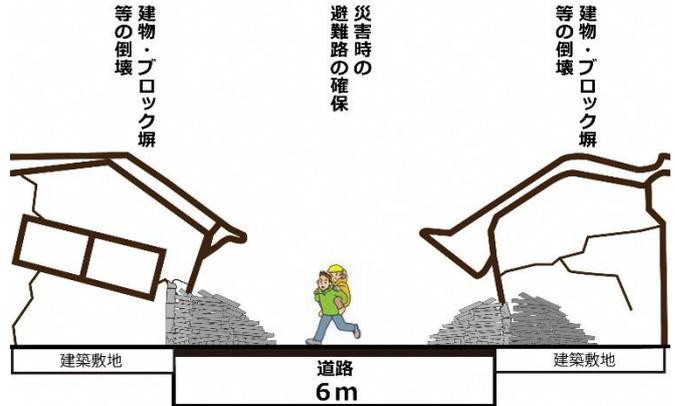


出典：改訂都市防災実務ハンドブック（H17.2）  
（国土交通省都市・地域整備局都市防災対策室推薦）

### ■平常時の状況



### ■災害時の状況



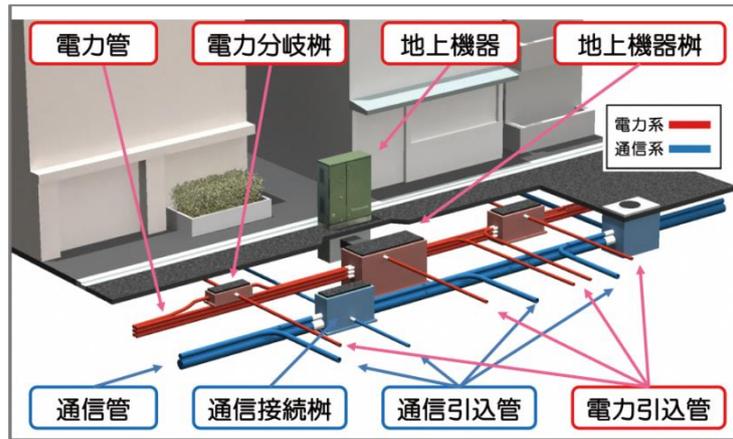
### ③無電柱化

#### 【無電柱化を行う目的等について】

無電柱化は、街の景観イメージを向上させ、地震災害時等における電線の倒壊防止、安全な歩行者空間の確保が可能なことから、都でも木造住宅密集地域内での無電柱化の推進が位置付けられ、無電柱化への取り組みが進められています。

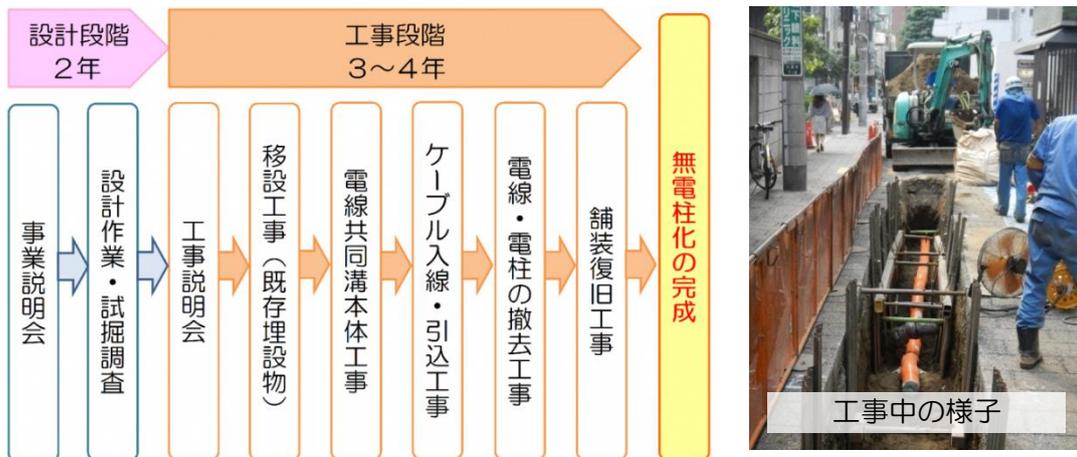
#### 【設備や構造について】

無電柱化は、電力線や電話線等を地下に埋設する電線共同溝に収容することで、地上の電線類と電柱を除去できます。しかし、地下には下水管、水道管、ガス管を各建築物に引き込むための接続管があり、これらの既存の地下埋設管との調整を行う必要があります。



#### 【無電柱化の工事の進め方について】

無電柱化は、設計に約2年、工事に3～4年程度を要し、工事期間中には工事車両の進入、車両通行止め、騒音・振動等に対する周辺住民の理解が必要となります。特に、幅員が狭い道路で工事を行う場合、通行止めや片側通行の規制等、日常の通行に大きな影響が生じます。



### 【整備後の状況】

無電柱化の工事では、電柱及び電線は除去されますが、道路に面して一定程度の間隔で地上機器（トランス）を設置する必要があります。道路空間（公共空間）に地上機器を確保できる場合もありますが、道路幅員が狭い道路では、地域住民の方々のご理解・ご協力により民有地内に設置する例もあります。

#### ■ 道路空間に地上機器を設置（板橋区仲宿）



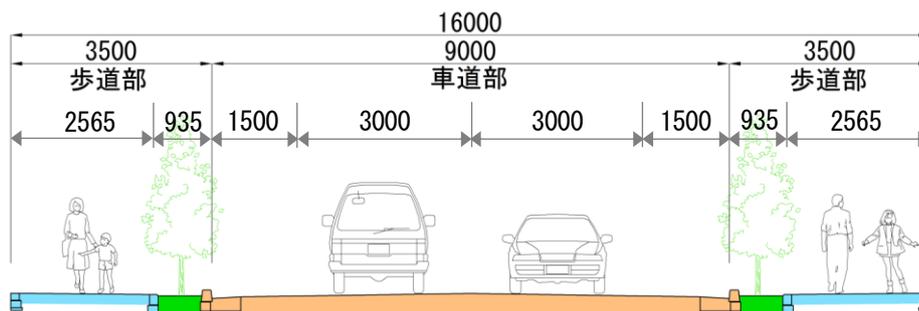
#### ■ 民有地内に地上機器を設置（練馬駅南口）



### ④ 大和町中央通りのしつらえ

現在事業が進められている大和町中央通りについては、都が歩道部のしつらえ（デザイン）の具体的な検討を行うことから、地域にとってふさわしい歩道の舗装及び植栽について都へ要望を行うために、意見交換を行いました。

#### ■ 大和町中央通りの整備イメージ



### 【歩道の舗装】

歩道空間の表層の仕様として、メンテナンスの点で優れているアスファルト舗装や、景観面に配慮したカラー舗装、インターロッキングブロック舗装等があり、近年は新たに整備する道路では景観面に配慮した歩道整備が増加しています。

#### ■ アスファルト舗装



【メリット】  
・ 歩行、走行性が良い  
・ 維持修繕が容易

【デメリット】  
・ 景観性に劣る

#### ■ インターロッキングブロック舗装



【メリット】  
・ 水はけが良い  
・ 色や素材の組み合わせが豊富

【デメリット】  
・ 表面に多少の凹凸  
・ 施工費が高

## 【歩道の植栽】

一般的には、幹線道路の沿道については、道路景観の向上の観点から車道との境界部に植栽帯を確保します。

■ 高木植栽の例	■ 低木植栽の例
	
<p><b>常緑ヤマボウシ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定樹高 約4m</li> <li>・初夏に小さな花が無数に咲く</li> <li>・秋には紅葉し、丸い果実が赤く熟す</li> <li>・シンボルツリーとして人気</li> </ul>	<p><b>オオムラサキツツジ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4～5月頃に開花</li> <li>・ツツジの中で花が一番い代表種</li> <li>・特に耐寒性に優れる</li> <li>・街路樹で多く用いられている</li> </ul>
	
<p><b>モッコク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定樹高 約4m</li> <li>・成長は遅いが、延焼によく耐える</li> <li>・花を咲かし実も形成する</li> <li>・風格がある</li> </ul>	<p><b>サツキ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正式名称はサツキツツジ</li> <li>・5～6月頃に開花</li> <li>・耐寒性、耐暑性双方に優れる</li> </ul>

## ⑤ 現地視察の実施

平成29年3月1日に荒川区町屋二・三・四丁目の視察を行い、無電柱化の効果、歩道部のしつらえ及び避難道路の拡幅等について確認し、将来の大和町中央通り及び避難道路の整備のイメージを理解しました。

### ■ 道路空間に地上機器を設置



### ■ 高木と低木の植栽



### ■ 残地の活用 (植栽・ベンチ等)



### ■ 建替えに合わせた避難道路の拡幅



## (3) 検討の成果

八幡通り等の地区内の道路は、八幡神社や子育て地蔵等の参拝者が多く、地域住民の間でも親しまれている一方で、道路が狭いにもかかわらず自動車の交通量が多く、歩行者や自転車利用者にとって危険な道路であることから、道路拡幅や無電柱化を行い、安全な道路空間の確保が必要であることを理解しました。

また、大和町中央通りの歩道空間のしつらえについては、無電柱化や道路空間の事例を実際に見ることで、地域のにぎわい及び交流の核として同様の整備の実現が望ましいことを理解しました。

## 4. 地域の拠点について

### (1) 地域の拠点に関する検討の必要性

大和区民活動センター及び第四中学校については、地域住民の利用環境が変化すること及び防災まちづくりの視点から、両公共施設に関する整備のあり方について検討が必要です。

### (2) 検討内容

#### ①大和区民活動センター

大和区民活動センターは、大和町中央通りの拡幅整備に伴い、駐輪場や休憩スペースとして利用されている空間が道路用地に編入されます。

そのため、これらの機能を確保しつつ、地域のにぎわいや交流の核となるような施設整備のあり方について意見交換を行いました。



#### ②第四中学校跡地周辺

第四中学校については、平成34年度末で現在の美鳩小学校敷地に移転することが決定していますが、平成35年度以降の土地活用についての方針は決定していません。

そのため、平成35年度以降の第四中学校の土地活用についての意見交換を行いました。



### (3) 検討の成果

両施設ともに地域住民の日常生活及び災害時の拠点として極めて重要な施設であることから、施設の再整備においては、現在施設が担っている一定の機能を確保しつつ、地域に不足している新たな機能の導入についても検討を行う必要があることを理解しました。

## 5. 公園整備について

### (1) 公園整備に関する検討の必要性

本地区は、区の平均の一人当たりの公園面積の半分程度しか公園が整備されていないことから、新たな公園や休憩スペース等の整備に関する検討が必要です。また、公園は災害時において火災の延焼を抑える機能があります。

### (2) 検討内容

#### ① ポケットパーク等の整備事例

防災まちづくりの取り組みを行っている地区では、複数の建築物の集約による空地確保、道路拡幅により生じた不整形な土地（残地）等を行政が取得し、ポケットパークや防災広場として整備を行う例があります。

また、建築物の再建が困難な残地や、空き家が解体されたままとなっている更地等についても、そのまま放置され続けるよりも、安全で、地域に貢献する活用方法として、ポケットパーク等の整備を行う例もあります。

#### ■ ポケットパークの整備例



#### ■ 残地の整備例



#### ② 現地視察

平成29年3月1日に荒川区立町屋四丁目児童遊園の防災倉庫、防災井戸、マンホールトイレ等の整備事例について視察を行いました。

#### ■ 防災倉庫



#### ■ 防災井戸



#### ■ マンホールトイレ



### (3) 検討の成果

地区内に公園等として整備可能な敷地に限りはありますが、権利者の土地活用の意向等を把握した上で、民有地を活用した公園や休憩スペースを整備する必要性を理解しました。

## 第5章 まちづくりの提案

### 1. まちづくりのルールについて

#### (1) まちづくりのルールについての提案

##### ■ 建築物の用途の制限についての提案内容

- ・環状七号線沿道及び早稲田通り沿道の近隣商業地域は、子育て世帯が住みやすく、落ち着いたある住環境を維持・保全していくため、健全なにぎわいが創出される建築物の誘導を目的として建築物の用途に関するルールを定めていただきたい。

##### ■ 壁面後退区域における工作物の制限についての提案内容

- ・避難道路の沿道では、道路空間を確保するため、壁面の位置の制限により建築物が後退した区域において、工作物に関するルールを定めていただきたい。

##### ■ 壁面の位置の制限についての提案内容

- ・「日照を確保するための建築物の建て詰まりの抑制」や「日常の生活音の隣地への配慮」等の観点から、隣り合う建築物の距離を確保するためのルールを定めていただきたい。
- ・避難道路の沿道では、道路空間を確保するためのルールを定めていただきたい。

##### ■ 建築物の形態・意匠の制限についての提案内容

- ・落ち着いたある街並みを維持・保全するために、地域にそぐわない派手な色彩を使用した建築物の外壁や屋外広告物等に関するルールを定めていただきたい。

##### ■ 垣又はさくの構造の制限についての提案内容

- ・道路に面したブロック塀に関する高さ制限等、地震時の倒壊を防ぐためのルールを定めていただきたい。

##### ■ 提案理由

本地区の防災まちづくりの取り組みに加えて、快適に住み続けられるためのまちづくりについても実現する必要があります。また、ブロック塀をフェンス等の透視可能な柵にすることは、防災面以外に防犯面でも効果があるとされています。

そのため、建物を建替える時のルールを定め、住んでいる人、訪れる人が魅力を感じられるまちとするための取り組みが必要と考えます。

ただし、まちづくりのルールは地域住民の権利を制限することになるため、過度な制限が生じないように、地域住民との意見交換が必要と考えます。

## ■まちづくりルール（地区計画）における制限のイメージ

### ■建築物の用途の制限

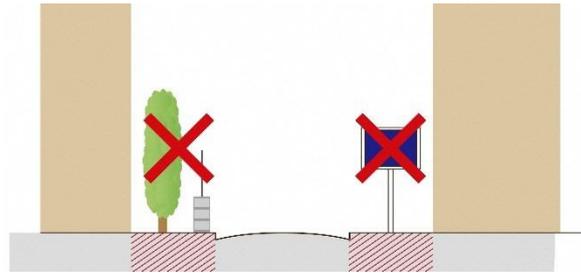
- ・地区にふさわしい、健全なにぎわいが創出される建物利用を図る。



※パチンコ店やキャバレー等の風営法に規定する用途を禁止する

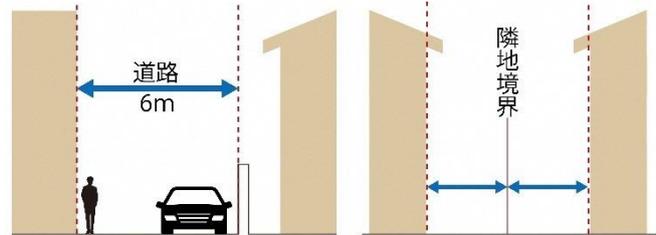
### ■壁面後退区域における工作物の制限

- ・安全な避難路の確保を図る。



### ■壁面の位置の制限

- ・安全な避難道路の確保と、ゆとりある住環境の形成を図る。



### ■建築物の形態・意匠の制限

- ・地区の景観及び周辺環境に配慮し、建物の形態や外壁の色合いに統一感のある街並み形成を図る。



### ■垣又はさくの構造の制限

- ・塀の倒壊による危険性を防止し、緑化によるうるおいのある街並みの創出を図る。



## 2. まちの不燃化について

### (1) 不燃化特区制度等についての提案

#### ■ 提案内容

- ・不燃化特区等の各種建替え支援制度に関する情報提供を行い、老朽木造住宅、アパート等の建替え促進のための取り組みを強化していただきたい。
- ・都に対して不燃化特区の事業期間の延長等、継続的な防災まちづくりの取り組みが実施されるよう働きかけをしていただきたい。

#### ■ 提案理由

本地区では、燃えやすいとされる防火造や非防火造の木造建築物が地区全体に多く分布しています。特に古い木造建築物が密集している区域では、火災が発生した場合、延焼が広範囲に拡大する危険性があるため、延焼しにくい建築物への建替え促進が必要となっています。

燃えにくく、倒れにくい建築物への建替えに際して受けることができる様々な公的な支援制度を活用することは、建物所有者の負担を減らし、建替えを促進する有効な手段であると考えます。

中でも、都市防災不燃化促進事業や不燃化特区制度等の補助事業による各種の助成は、本地区において地域住民が利用できる制度であり、建物所有者がこれらの助成を受けて、より積極的に建替えを進めていけるように、助成の内容について地域住民への周知、啓発を図る必要があると考えます。

また、建築物の建替えを促進するためには、周辺環境の影響を考慮しながら、当地区内における建築に係る規制（斜線制限等）の緩和<sup>※</sup>をすることも区として検討していただきたいと考えます。

特に、不燃化特区制度については、事業期間が平成32年度までとされており、都に対して事業の延伸についての働きかけを区として検討していただきたいと考えます。

※建築制限（斜線制限等）の緩和：建築物を建てる際は、建築基準法でいくつかの制限があります。例えば建築物の高さの最高限度を定める斜線の制限によって、周辺の建築物の環境（日照、通風、採光等）の確保のために、敷地内でも建築物を建てられる高さの範囲（空間）が定められています。この制限を緩和することで、敷地内における建築物を建てられる高さの範囲（空間）が広がります。

## (2) 接道不良敷地・行き止まり道路についての提案

### ■ 提案内容

- ・ 建築基準法第42条第2項に規定する道路（2項道路）については、建築物の後退部分に工作物等を置かないためのルール化を検討していただきたい。
- ・ 地区内の行き止まり道路や接道不良敷地は、その解消に向け関係権利者との取り組みをしていただきたい。

### ■ 提案理由

本地区には、災害時に自宅から一方向にしか避難ができない行き止まり道路や、幅員4m以上の道路に2m以上接していない接道不良敷地が存在しており、防災上の課題となっています。

行き止まり道路や接道不良敷地の解消に向けては、建築物の共同化等により道路空間を確保していく必要があります。しかし、個々の敷地所有者が個別に取り組むことが困難な場合が多く、周辺の権利者を交え協力し合って進める必要があります。

そこで、このような共同化に向けた取り組みを円滑に進めるために、権利者同士の話し合いや勉強会の場を設定する等、区や専門家が一定の支援を行うことが効果的な場合もあると考えます。

また、道路空間の確保が困難な場合でも、災害発生時に敷地内を通行できるよう土地の所有者と協定を結ぶ等の方法により、防災性の向上を図る必要があると考えます。

## (3) 空き家への対策についての提案

### ■ 提案内容

- ・ 空き家は災害時の倒壊及び延焼の危険性、地区の治安の悪化等、防災・防犯の両側面から課題があるため、地区内の空き家の解消に向けた取り組みをしていただきたい。

### ■ 提案理由

本地区では、現在、既に空き家となっている老朽建築物が散見され、今後はこのような空き家が増加することが予想されます。

空き家の増加は、犯罪の誘発等の治安の悪化や景観の悪化の要因となるほか、老朽化した空き家は大地震等の災害発生時には倒壊したり、火災を広げる原因にもなります。

さらに、行き止まり道路や接道不良敷地の解消、道路拡幅に伴う権利者の生活再建のための代替地として活用することについて、区として検討が必要と考えます。

同時に、区が空き家を除却し、公共用地として買い取ることも必要ではないかと考えます。

### 3. 避難道路等の整備について

#### (1) 避難道路についての提案

##### ■ 提案内容

- ・ 地区の防災性向上のため、平常時の消防活動や災害時の避難、救急・救援活動を円滑に行う幅員6m以上の避難道路の整備をしていただきたい。
- ・ 避難道路の整備は、地域の防災性の向上を図るために必要不可欠なものです。権利者の協力が不可欠であり、権利者に対する丁寧な説明を通じた理解を得るための取り組みをしていただきたい。
- ・ 歩行者や自転車利用者が安全に移動できるよう、速度抑制に関する取り組みについて、地域住民と意見交換を行い、検討していただきたい。

##### ■ 提案理由

本地区には幅員6m以上の道路が少ないことから、災害時に地区の外周道路や避難場所まで安全に避難できるようにするとともに、緊急車両が通行し、救急・救援活動が円滑に行えるように避難道路を整備することが必要です。

また、避難道路としての機能を確保するため、壁面を後退した区域に工作物等の設置を制限するルールが必要です。

さらに、今まで以上に安全な道路空間とするために、地域住民との意見交換を踏まえ、車両速度を抑制する検討を深めることが必要です。

##### ■ 避難道路の位置



出典：「大和町防災まちづくり計画」

## (2) 無電柱化についての提案

### ■ 提案内容

- ・避難道路は、災害時の道路閉塞を避けるために、無電柱化の取り組みをしていただきたい。

### ■ 提案理由

災害時に電柱の倒壊により、避難場所への避難が困難となったり、緊急車両が通行できなくなることを防ぐために、避難道路における無電柱化の取り組みが必要です。

ただし、道路幅員が狭い道路における無電柱化は、私有地内に設備機器を設置する可能性があることから、対象となる住民に対して丁寧な説明を行い、地域住民の理解を得ながら事業を進める必要があります。

## (3) 大和町中央通りについての提案

### ■ 提案内容

- ・大和町中央通りの整備に際し、舗装・植栽等に関する歩道空間のしつらえは、地域住民の声が反映されるよう、都に対して働きかけをしていただきたい。
- ・大和町中央通り沿道では、大和区民活動センターを中心とした人々のにぎわいや交流を生み出すために、回遊性を創出する歩行者空間の形成や残地の活用に関する取り組みをしていただきたい。

### ■ 提案理由

現在、大和町中央通りは都による整備が進められており、一部区間では用地取得が終了し、徐々に道路の将来像が見えつつあります。

今後は、具体的な道路空間の整備について本格的な検討が進むことから、地域住民の声を反映した整備となるよう、住民の意見を収集することが必要です。

## (4) 残地についての提案

### ■ 提案内容

- ・避難道路の整備に合わせて生じる残地は、
  - ①防火水槽等の消防水利の設置
  - ②無電柱化を行う際の設備の設置
  - ③ポケットパークの整備等、地域の防災性向上に資する活用をしていただきたい。

### ■ 提案理由

避難道路等を拡幅した際、残された敷地が狭小のため、建築物を建てることのできない敷地（残地）が発生する可能性があります。

そのため、残地については、本地区の防災性向上のために消防水利の設置や無電柱化に必要な設備の設置場所として活用する等、区として検討が必要です。

また、比較的まとまった面積の残地については、ポケットパーク等、地域住民の集える場所として、整備について区として検討が必要です。

## (5) 生活再建についての提案

### ■ 提案内容

- ・避難道路の整備によって、権利者は生活に大きな影響を受けるため、現地で建替えることができるような支援策に加え、移転が必要となった場合の代替地等の確保等、個別の事情に配慮した支援策等、権利者に寄り添った様々な考えうる支援をしていただきたい。

### ■ 提案理由

避難道路等の拡幅において、事業に影響を受ける権利者の中には、残された敷地では十分な建築物を建てられない権利者が発生する可能性があります。

それらの権利者に対しては、住み慣れた本地区内で継続して居住ができるよう、生活再建のための様々な提案が行えるように、現地再建への支援に加え、移転先等の情報提供や地区内で代替地を用意する等の取り組みが必要です。

## (6) 狭あい道路についての提案

### ■ 提案内容

- ・ 地区内には幅員 4 m 未満の道路が多く、その解消に向け生活道路の拡幅を推進していただきたい。

### ■ 提案理由

本地区内には、道路幅員が幅員 4 m 未満の狭あい道路が数多く存在しており、地震による建築物の倒壊により道路が閉塞し、避難場所への避難路として機能しません。

現在、幅員 4 m 未満の道路に接する敷地では、建築基準法により建築に際して道路中心線から 2 m 空間を確保することが定められています。これに加えて、区では、狭あい道路の中でも 2 項道路については「生活道路の拡幅整備事業」により拡幅整備を進めています。

しかし、本地区には後退した空間に工作物等が設置され通行に支障が出ている場合が見受けられます。災害時の避難路としての機能を確保するため、法令に従った壁面後退を行うほか、道路空間としての機能確保を図るためのルールを定めることが必要です。

## 4. 地域の拠点について

### (1) 大和区民活動センターについての提案

#### ■ 提案内容

- ・大和区民活動センターは、大和町中央通りの拡幅整備に伴い、大和町のにぎわいと交流の核としてふさわしい施設となるよう、これからのあり方について地域住民と意見交換を行い、検討していただきたい。

#### ■ 提案理由

大和区民活動センターは、大和町中央通りの拡幅整備に伴い、駐輪場や休憩スペースとして利用されている空間が道路用地に編入されます。

そのため、大和町中央通りの拡幅整備後は、最低限現在と同程度の駐輪場を確保した上で、地域のにぎわいや交流の核となるような施設整備についても検討を進めることが必要です。

なお、これらの施設整備を進める場合には、地域住民が希望する既存施設の拡充や新たな機能の追加等、地域の核としてふさわしい施設整備を実現するために、地域住民との意見交換等を踏まえた大和区民活動センターのあり方についての検討を深めることが必要です。

### (2) 第四中学校についての提案

#### ■ 提案内容

- ・第四中学校の跡地活用では、
  - ①防災機能の拡充・強化（避難場所機能、防災備蓄機能等）
  - ②子どもからお年寄りまでが憩い集えるみどり豊かな公園としての整備
  - ③道路整備等に伴い移転が必要となる権利者の代替地として活用等、現在の避難場所機能を保持した上で、地域の防災性向上・地域のコミュニティ活動に資する活用をしていただきたい。
- ・第四中学校に隣接する都営大和町母子アパート跡地は、都からの購入・借地等を行い、第四中学校と一体的な活用を検討するよう提案します。
- ・第四中学校の再整備においては、これからのあり方について地域住民と意見交換を行い、検討していただきたい。

#### ■ 提案理由

平成34年度末に移転する第四中学校の跡地は、木造住宅密集地域における貴重なオープンスペースであり、防災拠点としての継続的な利用を実現していくことが必要です。

地域に不足している公園として整備し、平常時においては地域住民が集うみどり豊かなレクリエーションの拠点、災害時は地域住民の避難や防災活動の拠点として活用できるような整備が必要です。

また、道路整備等に伴い現在の場所での生活再建が困難な権利者が、事業後も区内で居住を続けられるよう、代替地の確保についても検討が必要です。

## 5. 公園整備について

### (1) 公園整備についての提案

#### ■ 提案内容

- ・公園が不足している本地区において、地域住民のコミュニティ活動や災害時に活用できるようなポケットパーク等の整備をしていただきたい。

#### ■ 提案理由

本地区には公園や広場が少なく、地区内の一人当たりの公園面積(0.65㎡)は、区平均(1.29㎡)の約50%程度の状況です。

そのため、第四中学校跡地の活用に加えて、道路整備の際等に宅地とならない狭小な残地が発生したときは、区がその土地を取得しポケットパークとして整備することにより、日常の憩いの場や防災広場として活用できるようにすることが必要です。

また、ポケットパークの整備では、防火水槽等の消防水利の整備等についても検討が必要です。

## 6. 取り組みのアイデア

提案書を検討する中で、様々な意見が交わされました。

これらの意見については、大和町まちづくりの会の総意としての提案事項にはなりませんでしたが、大和町におけるまちづくりを進める中で貴重な意見と認識をしており、「取り組みのアイデア」として整理します。

### (1) まちづくりのルールについて

#### ■ 地区計画全体について

- ・個人の資産に対する制限を定める必要があるのか。

#### ■ 壁面の位置の制限について

- ・第一種低層住居専用地域における隣地境界線からの壁面の後退については、民法に定められる50cmではなく、70cm等も考えられる。
- ・道路拡幅後の建物を建てる場合にも、道路境界の最大限度に建てるのではなく、一定程度空間を確保してほしい。
- ・地区計画は私有財産を制約するため、勝手に定めるのは好ましくない。
- ・大和町中央通り沿道でも、隣地境界からたとえば50cm壁面を後退させることを定めることも考えられる。

#### ■ 建築物の形態・意匠の制限について

- ・建物の色彩は、ある程度の色であれば見慣れるため、制限は不要ではないか。

#### ■ 垣又はさくの構造の制限について

- ・ブロック塀の高さは三段（60cm）までとするのはどうか。
- ・ブロック塀は目隠し効果がある。

### (2) まちの不燃化について

#### ■ 不燃化特区の制度について

- ・助成等制度の周知をしなければ、建替えに踏み切ることができない所有者も多いと思う。

#### ■ 目標の設定について

- ・数値目標を設定して、防災まちづくりに取り組むべきではないか。

#### ■ 仮住まいについて

- ・道路拡幅や老朽木造住宅の建替え等、まちの不燃化に協力した権利者に対する仮住まいを確保してはどうか。

#### ■ 防災に関する情報提供について

- ・消火栓の位置等の地域の防災に関する情報提供を強化してほしい。

### (3) 避難道路等の整備について

#### ■ 避難道路整備の必要性について

- ・ 住みやすさも大事だが、生命を守ることはもっと大切ではないか。
- ・ 八幡通りを中心とした避難道路の拡幅を行う場合は、地域住民に対して丁寧な説明をしてほしい。
- ・ 八幡通りの大和鹿鳴公園から蓮華寺前までも、優先整備路線として整備すべきである。

#### ■ 通過交通について

- ・ 八幡通りが環状七号線からの通過交通のルートになっており、車両の進入を制限することはできないか。

#### ■ 隅切りについて

- ・ 隅切りの整備等については、区が積極的に進めることも可能ではないか。

#### ■ 定期的な点検について

- ・ 道路空間にプランター等を置かれないよう、町会等の地域住民が定期的に見回りを行ってはどうか。

#### ■ 消防署・交番について

- ・ 消防署・交番の設置についての働きかけを行ってほしい。

### (4) 拠点整備について

#### ■ 大和区民活動センターについて

- ・ 防音機能のある部屋を確保してほしい。

#### ■ 第四中学校跡地について

- ・ 多様な福祉施設（保育園、学童保育等）を整備してほしい。
- ・ 区の拠点となる施設として整備をしてほしい。
- ・ 第四中学校が避難場所となる都立家政等の周辺地域とのすり合わせを行ってほしい。
- ・ 体育館、グラウンド、教室等は現在そのまま活用してほしい。

#### ■ 両施設共通の要望について

- ・ 地区の中心に高齢者福祉会館を整備してほしい。（現在の場所は遠い。）
- ・ 野方WIZのような防音機能のある施設を整備してほしい。
- ・ 一般の利用者が使いやすい多機能型集会施設として整備してほしい。
- ・ 体育館等公益施設を整備してほしい。

### (5) 公園整備について

- ・ 遊具の整備を行ってほしい。
- ・ 吸い殻入れは不要だと考えている。
- ・ みどり豊かな公園にしてほしい。

### (6) その他

- ・ 公共交通の利便性を向上してほしい。

## 参考資料

### 大和町まちづくりの会規約

#### (名称)

第1条 この会は、大和町まちづくりの会（以下「まちづくりの会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 防災性の向上が緊急を要する大和町地域について、中野区と協働して災害に強いまちづくりの実現を図ることを目的とする。

#### (検討区域)

第3条 大和町一丁目から大和町四丁目と第四中学校を加えた別図に示す、約68.5ヘクタールの区域とする。

#### (まちづくりの会の活動)

第4条 まちづくりの会は、第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる調査、検討を行う。

- (1) 災害に強い、安全・安心のまちづくりに関すること。
- (2) 住環境や地域の魅力の向上に関すること。
- (3) 大和町中央通り沿道など、地区ごとの特性に応じたまちづくりに関すること。
- (4) (1)～(3)のまちづくりの推進及びルールづくりに関すること。
- (5) まちづくりを進めるための調査及びまちの点検等に関すること。
- (6) 検討区域内の住民等に対する情報提供、意見聴取に関すること。
- (7) その他まちづくりの会が必要と認めた事項。

#### (委員)

第5条 まちづくりの会の委員は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大和町地域の町会、防災会、商店会からの推薦者。
- (2) まちづくりの会が公募する者。
- (3) その他、まちづくりの会が必要と認める者。

#### (任期)

第6条 委員の任期は3年とし、任期途中で委員が交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (組織)

第7条 まちづくりの会の組織は、次の各号のとおりとする。

- (1) まちづくりの会には会長及び副会長2名を置き、まちづくりの会の開催、議題及び運営等に関することを協議する。
- (2) 会長及び副会長は、互選により選出する。

- (3) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (まちづくりの会の開催等)

第8条 まちづくりの会の開催は、次の各号のとおりとする。

- (1) まちづくりの会は、会長が必要に応じて招集する。
- (2) 会長は、必要に応じ、委員以外の者をまちづくりの会に出席させることができる。
- (3) 会長は、まちづくりの会の傍聴を許可することができる。
- (4) 会長は、傍聴人が正常な会議の運営に支障があると判断した場合には、退席させることができる。

### (事務局)

第9条 本会に事務局を置く。事務局は、中野区地域まちづくり推進部北西部まちづくり分野北西部防災まちづくり担当とする。

### (規約の改正)

第10条 この規約に変更の必要が生じたときは、まちづくりの会において検討の上、変更する。

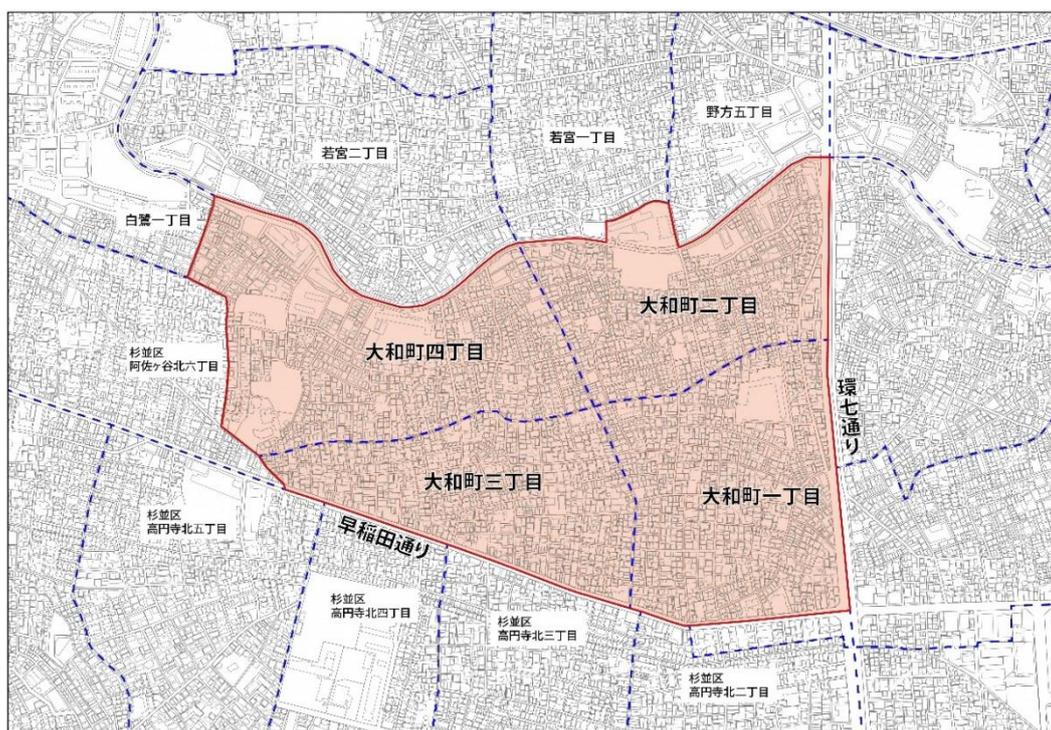
### (その他)

第11条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成25年8月22日から施行する。

附則 この規約は、平成30年12月20日から施行する。

### ■別図 検討区域



## 大和町まちづくりの会の開催概要

区分等	主なテーマ等
<b>第 1 期</b>	
<b>第 1 回</b> (H25 年 8 月 22 日)	■大和町まちづくりの会発足について
意向調査 (H25 年 10 月 17 日 ～31 日)	大和町中央通り沿道のまちづくりに関する意向調査
<b>勉強会</b> (H25 年 11 月 8 日)	■災害に強いまちづくり「阪神・淡路大震災に学ぶ」
H25 年 11 月	大和町まちづくりニュース (第 1 号)
<b>第 2 回</b> (H25 年 11 月 19 日)	■まち歩き、課題マップ作りについて
<b>第 3 回</b> (H25 年 12 月 4 日)	■まちづくり方針素案の検討について
H26 年 1 月	大和町まちづくりニュース (第 2 号)
<b>第 4 回</b> (H26 年 2 月 7 日)	■まちづくり方針素案の検討について
H26 年 2 月	大和町まちづくりニュース (平成 26 年 3 月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第 5 回</b> (H26 年 3 月 7 日)	■まちづくり方針素案の検討について
H26 年 4 月	大和町まちづくりニュース (平成 26 年 4 月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第 6 回</b> (H26 年 4 月 22 日)	■まちづくり方針素案の検討について
H26 年 5 月	大和町まちづくりニュース (平成 26 年 6 月まちづくりの会開催のおしらせ)
アンケート調査 (H26 年 6 月 10 日 ～7 月 15 日)	大和町まちづくりに関するアンケート調査
<b>第 7 回</b> (H26 年 6 月 13 日)	■まちづくりのルールについて
<b>第 8 回</b> (H26 年 8 月 5 日)	■まちづくりのルールについて
H26 年 9 月	大和町まちづくりニュース (第 3 号)
<b>第 9 回</b> (H26 年 10 月 1 日)	■まちづくり事例見学会について
H26 年 11 月	大和町まちづくりニュース (平成 26 年 11 月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第 10 回</b> (H26 年 11 月 21 日)	■避難経路について

区分等	主なテーマ等
H27年1月	大和町まちづくりニュース (平成27年1月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第11回 (H27年1月29日)</b>	<b>■まちづくり方針案について</b>
H27年2月	大和町まちづくりニュース (平成27年3月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第12回 (H27年3月6日)</b>	<b>■まちづくり方針案について</b>
H27年6月	大和町まちづくりニュース (平成27年6月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第13回 (H27年6月15日)</b>	<b>■今年度の進め方等について</b>
H27年7月	大和町まちづくりニュース(第4号)
<b>第14回 (H27年7月24日)</b>	<b>■テーマ別グループ討議について</b>
H27年8月	大和町まちづくりニュース (平成27年9月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第15回 (H27年9月4日)</b>	<b>■テーマ別グループ討議について</b>
H27年10月	大和町まちづくりニュース (平成27年10月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第16回 (H27年10月22日)</b>	<b>■先進事例見学について</b>
H27年11月	大和町まちづくりニュース (平成27年12月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第17回 (H27年12月7日)</b>	<b>■グループ討議について</b>
H28年1月	大和町まちづくりニュース (平成28年1月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第18回 (H28年1月29日)</b>	<b>■大和町まちづくりVOICEについて</b>
H28年2月	大和町まちづくりニュース(第5号)
<b>まちづくり報告会 (H28年3月6日)</b>	<b>■大和町まちづくりVOICEの報告について</b>

区分等	主なテーマ等
<b>第 2 期</b>	
H28 年 11 月	大和町まちづくりニュース (平成 28 年 12 月まちづくりの会開催のおしらせ)
<b>第 19 回</b> (H28 年 12 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第 2 期の新体制について</li> <li>■ 大和町防災まちづくりの取り組みについて 他</li> </ul>
H28 年 12 月	大和町地区まちづくりのお知らせ
H29 年 1 月	大和町まちづくりオープンハウス開催のお知らせ
<b>第 20 回</b> (H29 年 2 月 16 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大和町中央通り（補助 227 号線）の整備について</li> </ul>
防災まちづくり視察会 (H29 年 3 月 1 日)	<p>【荒川区町屋二・三・四丁目地区】 荒川区の防災まちづくり担当職員から、現地の案内・防災まちづくりの整備状況についての説明</p>
H29 年 3 月	不燃化特区補助制度区域拡大のお知らせ
H29 年 3 月	大和町まちづくりニュース（第 6 号）
<b>第 21 回</b> (H29 年 6 月 27 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ これまでのまちづくりの会の活動について</li> <li>■ 今後のまちづくりの会の進め方について</li> </ul>
<b>第 22 回</b> (H29 年 9 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 先進事例（弥生町三丁目周辺地区）の防災まちづくりについて</li> <li>■ 大和町防災まちづくりの進め方について</li> </ul>
H29 年 10 月	大和町まちづくりニュース（第 7 号）
<b>第 23 回</b> (H29 年 11 月 29 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 補助 227 号線の経緯について</li> <li>■ 八幡通り沿道の地域資源・課題について</li> </ul>
H30 年 2 月	大和町まちづくりニュース（第 8 号）
<b>第 24 回</b> (H30 年 2 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくりのルールについて</li> <li>■ 無電柱化事業の紹介について</li> </ul>
H30 年 3 月	大和町まちづくりニュース（第 9 号）
<b>第 25 回</b> (H30 年 5 月 29 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今年度の活動予定と取り組み内容の確認</li> <li>■ 防災まちづくり提案書について</li> </ul>
H30 年 6 月	大和町まちづくりニュース（第 10 号）
<b>第 26 回</b> (H30 年 9 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防災まちづくり計画（素案）について</li> <li>■ 大和町防災まちづくり提案書に係る意見交換 その 1</li> </ul>
<b>第 27 回</b> (H30 年 10 月 30 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大和町防災まちづくり提案書に係る意見交換 その 2 ( ■ 防災まちづくり提案書に係る地元意見交換会について)</li> </ul>
H30 年 11 月	大和町まちづくりニュース（第 11 号）
意見交換会 (H30 年 11 月 27 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大和町防災まちづくり提案書に係る意見交換</li> </ul>
<b>第 28 回</b> (H30 年 12 月 20 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地元意見交換会・アンケートについて</li> <li>■ 大和町防災まちづくり提案書（案）について</li> </ul>
H31 年 1 月	大和町まちづくりニュース（号外版）
H31 年 1 月	大和町地区防災まちづくり提案書（案）に関する意見募集
H31 年 2 月	大和町まちづくりニュース（第 12 号）
<b>第 29 回</b> (H31 年 2 月 28 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大和町防災まちづくり提案書について</li> </ul>